

認定対象事例別提出資料一覧表

(被扶養者の認定にあたり、必要に応じて追加の証明書類の提出をお願いします場合があります)

●：必須 ○：該当する場合に提出

2026.04

認定対象者（三親等内の親族であること）				無職			就労中	
項目	提出資料		留意点等	収入あり（直近2年間）		収入なし （直近2年間）	給与収入のみ	自営業 又は その他の収入あり
				雇用保険加入	雇用保険 非加入			
基本 情報	マイナンバー届出書	原本	被保険者の職種変更や定年再雇用による届出時は不要	●	●	●	●	●
	項目①、②、③のうち該当する書類	(写)	認定対象者のもの 被保険者以外の優先扶養義務者のもの	○	○	○	○	○
項目 ①	住民票又は外国人登録証明書 (3ヶ月以内、マイナンバー記載なしのもの)	(写)	同一世帯：被保険者と世帯全員(続柄有)のもの 別世帯：被保険者及び認定対象者の世帯全員（続柄有）のもの	●	●	●	●	●
	戸籍謄本又は抄本	(写)	住民票で続柄が確認できない場合や戸籍に異動があった場合	○	○	○	○	○
項目 ②	労働条件通知書や雇用契約書	(写)					○ ※注1	○ ※注1
	課税証明書、確定申告書（収支内訳書一式）、源泉徴収票等の直近の収入が分かるもの	(写)		○	○			○
	確定申告書（収支内訳書等一式）及び必要経費のわかるもの	(写)	自営業の場合は必須					○
	直近の年金額の確認できるもの	(写)	振込通知書、改定通知書、年金証書等	○	○			○
	傷病手当金、出産手当金等の支給決定通知書	(写)	受給中：支給決定通知書 終了時：満了通知書	○	○			○
	雇用保険受給資格者証	(写)	受給資格者証（表面、裏面）	○ ※注2				○
	退職証明書、退職辞令、社会保険資格喪失証明書、離職票1、2	(写)	退職日の分かるもの	○	○	○		○
項目 ③	開業届・廃業届	(写)	自営業の場合	○	○	○		○
	在学証明書または学生証	(写)	中学生以下は不要	○	○	○	○	○
	送金証拠書 (単身赴任手当がある場合を除く) 別世帯の場合	(写)	送金者名、受取人名、送金額がわかるもの	○	○	○	○	○
	扶養申立書	原本	任意形式の申立書（又は「扶養に関する申立書」欄に記入）	● ※注2、注3	● ※注3	● ※注3	● ※注4	
	民生委員もしくは事業主による夫婦関係の証明書	原本	住民票等で被保険者と配偶者の続柄が確認できない場合	○	○	○	○	○

注1 労働契約内容が確認できる書類がない場合は、直近3か月分の給与・賞与明細書や収入証明書を提出してください。

注2 公共職業安定所に求職の申し込みをしている場合に提出してください。

求職の申し込みをしている、求職予定がある場合は、3、612円（19歳以上23歳未満の場合（配偶者を除く）は4、167円、60歳以上（又は障害者）の場合は5、000円）以上の日額を受給開始した日を以って扶養から削除する旨の申立書を提出してください。ただし、受給日より1年以内に収入要件の130万円未満（19歳以上23歳未満の場合（配偶者を除く）は150万、60歳以上（又は障害者）の場合は180万）及び被保険者の収入の1/2を超える受給をした場合は、収入要件を超えた日を以って削除となります。

注3 直近2年間に求職の申し込みをしない、就労がない、雇用保険非加入の場合は、異動届の「扶養に関する申立書」欄にその旨の記載をするか、申立書を提出してください。

注4 異動届の「扶養に関する申立書」欄又は任意の申立書に、認定対象者による「給与収入のみである/氏名（認定対象者）」の記載が必要です。